# 新技術講演会のご案内

## 『活用しよう! 未利用鉱物資源・残土』

改正土壌汚染対策法が平成31(2019)年4月に全面施行されましたが、適切な対応を行えば、自然由来等による汚染土壌の有効利用を促進する内容も盛り込まれております。日本では火山や地震が多いことから、自然の岩石や堆積物中に自然由来の重金属が存在する場合もあり、砒素、鉛、フッ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン又は六価クロムおよびそれらの化合物が、自然由来として指定されています。

岐阜県では、石灰や陶磁器原料等、鉱物資源を多く採掘しておりますが、採掘に伴う未利用の鉱物部分や、造成・トンネル等開発残土も多く発生しております。これらの生産活動や開発に伴って、未利用の鉱物資源が増大 したり、自然由来の重金属が問題となる事例も発生しております。

そこで、同法をわかりやすく解説いただくとともに、同法の対象非対象を問わず、未利用の鉱物資源・残土を 有効活用する取り組みについて、ご紹介します。是非とも多くの方のご参加をお待ちしております。

■■ 主催 ■■ 岐阜県産業技術総合センター

**■■ 日 時 ■■ 令和2年3月6日(金)** 13:30~15:00

■■ 会場 ■■ 大垣市青墓地区センター(大垣市昼飯町 270 番地 51)

■■ 参加費 ■■ 無料

1. 主催者あいさつ13:30~13:35

**2. 講演** 13:35~15:00

『自然由来物質を含む土への対応を考える』

#### 京都大学大学院 地球環境学堂 教授 勝見武 氏

2017年5月に改正された土壌汚染対策法では、自然由来の基準不適合土壌の活用が新たに制度として設けられた。そこで本講演では、改正土対法における自然由来基準不適合土壌の活用の制度とその背景を解説するとともに、法対象外の土も含めた資源としての土の活用のあり方ならびに土の管理の考え方を紹介する。

### ■■ 問い合わせ ■■

| 岐阜県産業技術総合センター 化学部 藤田、茨木 | TEL 0575-22-0147 | 〒501-3265 | 岐阜県関市小瀬 1288 | FAX 0575-24-6976

#### ■■■ 申し込み方法 ■■■

下記申込書にご記入の上、FAX又はメールにてお申し込みください。

申込期限:令和2年2月28日(金) \*申込み多数の場合は先着順(50名)とさせていただきます。 岐阜県産業技術総合センター 化学部 新技術講演会 参加申込書 開催日:2020/3/6(金)

企業・機関名		連絡先	TEL	
住 所				FAX
所属部課・役職 等		氏 名		

\* 氏名等の情報について、第三者に情報を提供することはありません。

FAX 0575-24-6976 /TEL: 0575-22-0147

メール seminar\_r00@gitec.rd.pref.gifu.jp 宛 先 化学部 藤田 宛